

北海道文教大学同窓会つるの会会則

(名 称)

第1条 本会は、その名称を「北海道文教大学同窓会つるの会（以下「本会」という。）」とする。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展・充実に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会はその目的達成のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 母校の発展を援助する諸事業
- (2) 会報の発行
- (3) 会員名簿等の管理
- (4) 会員を対象とした親睦会、研究会、講演会等
- (5) 在学生の支援に関する諸事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学校法人鶴岡学園が設置主体の下記学校・大学等の卒業生
 - ①北海道女子栄養学校
 - ②北海道栄養学校
 - ③北海道栄養短期大学
 - ④北海道文教短期大学
 - ⑤北海道文教大学短期大学部
 - ⑥北海道文教大学
- (2) 準会員 北海道文教大学に在学している学生及び大学院生
- (3) 賛助会員 上記(1)に掲げる学校・大学等に在職する教職員及び旧職員

(事務局)

第5条 本会は、事務局を恵庭市黄金中央5丁目196番地1の北海道文教大学キャンパス内に置く。

- 2 事務局に担当者を若干名置くことができる。

(役 員)

第6条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の役員を置く。

- ①会 長 1名 (役員相互による)
- ②副会長 2から3名 (役員相互による)
- ③役 員 20名程度 (各学科などから2名)
- ④会 計 2名
- ⑤監 査 2名

この会に顧問を置くことができる。

- 2 会長は会を代表し、会務を総理する。副会長は会長に事故あるとき、これを代理する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 顧問は次の職務をおこなう
 - ①会長の相談に応ずること。
 - ②役員会から諮問された事項について参考意見を述べること。

(総 会)

第7条 本会総会は、年1回とするが、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたときに招集することができる。

(会 費)

第8条 本会正会員の会費は、終身会費20,000円とする。

- 2 準会員の会費は正会員と同額とし、原則として入学時に入会手続きを経て徴収するものとし、準会員から正会員になる卒業又は修了の際に終身会費に充当する。
- 3 賛助会員からは会費を徴収しない。
- 4 会費及び徴収方法については、別に定める。

(会 計)

第9条 本会の事業を行うための経費は、会費、寄付金及びその他の収益をもってこれにあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(委員会)

第10条 本会は、必要に応じて別途委員会を置くことができる。

- 2 委員会メンバーは、必要に応じて役員会に出席し意見を述べるることができる。

(支 部)

第11条 本会に支部を設置することができる。

- 2 支部の設置等に関する規約等は別に定める。

(異動届)

第12条 本会会員は、改姓、改名、転居等の異動があった場合は、本会に届け出るものとする。

- 2 事務局は、会員名簿等会員の個人情報について遺漏のないよう、厳正に取り扱うものとする。

(会則の改廃)

第13条 本会の会則改廃は、総会の議決による。議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第14条 本会則に定められていない事項が生じたときは、そのつど役員会で審議する。

附 則

この会則は昭和41年10月19日より施行する

この会則は昭和47年10月19日より施行する

この会則は昭和53年11月2日より施行する

この会則は昭和62年10月3日より施行する

この会則は平成3年11月2日より施行する

この会則は平成5年10月1日より施行する

この会則は平成6年10月22日より施行する

この会則は平成15年3月8日から施行する

この会則は平成17年3月19日から施行する

この会則は平成21年3月15日から施行する

- 1 この会則は平成31年3月17日から施行し、平成31年3月17日から適用する。

- 2 この会則施行日前日に北海道文教大学に在学する学生は第4条第2号に規定する準会員とし、当該準会員に係る第8条に規定する会費の徴収等は、別途通知するものとする。

この会則は令和6年3月10日から施行する